

柏市立酒井根小学校PTA運営細則

本会会則第21条に基づき、次のような細則を定める。

第1条 本会の進展に著しい功績があったと認められる会員は、表彰規定に基づいて表彰することができる

第2条 各種部会を次のとおりとする。

- 1 学年部 イ. 児童および会員の学年活動に関する事。
 ロ. 学校行事のお手伝いに関する事。
 ハ. 学校内衛生環境の整備改善に関する事。
- 2 広報部 イ. PTA会報の編集発行に関する事。
 ロ. 会員相互の広報連絡に関する事。
- 3 文化部 イ. 会員の教養向上および健康増進に関する事。
 ロ. 児童文化および学習活動上に必要な施設整備に関する事。
- 4 校外生活部 イ. 児童の交通安全に関する事。
 ロ. 校外における児童の安全に関する事。

第3条 各部事業の決算は随時に運営委員会において報告する。

第4条 会員は希望により数名、運営委員会を傍聴することはできるが、議決は出来ない

第5条 会則第16条2項にかかわる学級ごとの委員を次のとおりもうける。

学級委員4名（学年部1名、広報部1名、文化部1名、校外生活部1名）

第6条 運営委員会が必要に応じて特別委員会をつくることできる。

第7条 本会はバレーボール部を設置し、会員は希望により随時入部することができる。

第8条 この細則は昭和46（1971）年4月1日より実施する。

平成 4（1992）年4月25日一部改正

平成 5（1993）年4月24日一部改正

平成15（2003）年3月 3日一部改正

平成19（2007）年4月23日一部改正

平成29（2017）年4月26日一部改正

柏市立酒井根小学校PTA慶弔規定（細則）

本会会則第21条に基づき、次のような細則を定める。

第1条 本会の会員および家族に不幸があった場合、次に定める範囲で弔意を表すものとする。

イ. 本会の会員および配偶者に不幸があった場合 (5,000円)

ロ. 本会の会員がPTA活動により事故にあった場合 (3,000円)

ハ. 本校の児童に不幸があった場合 (10,000円)

ニ. 本校の児童が特別な事情で一週間以上入院した場合 (3,000円)

ホ. 本会の会員が二週間以上入院した場合 (3,000円)

ヘ. 本会の会員の住居が火災等の災害を受けた場合 (3,000円)

ト. その他特別な事情のある場合はPTA役員会にはかり決定するものとする。

第2条 本校に在職する教職員が転出する場合は、花束を贈るものとする。

第3条 慶弔にかかわる金額の改訂は経済事情を勘案し、運営委員会で定めるものとする。

第4条 この細則は昭和58(1983)年4月1日より実施する。

昭和60(1985)年2月8日一部改正

平成11(1999)年7月7日一部改正

平成21(2009)年2月4日一部改正

平成23(2011)年3月7日一部改正

第1条 ハ

第1条 ホ

柏市立酒井根小学校PTA表彰規定（細則）

本会会則第21条に基づき、次のような細則を定める。
すべての表彰は、本規定によるものとする。

第1条 定期表彰

運営委員として2年以上連続して活動したなどPTA活動に功績顕著であったものについて表彰する。（次年度に運営委員として活動するものを除く。）

第2条 特別表彰

- イ. 学校職員を対象として、在職3年以上でPTA活動に功績顕著であった者に会長・校長連名で表彰することができる。
- ロ. PTA会員として活動し、特に功績顕著な者を役員会で推薦し、会長・校長連名で感謝状を送ることができる。
- ハ. PTA会員以外のものでも、教育またはPTA活動に功績顕著であった者に会長・校長連名で表彰することができる。
- ニ. その他の場合は、校長の意見を十分聞きながら会長の判断で表彰することができる。

第3条 市P連および県P連表彰

柏市立小中学校および千葉県公立小中学校PTA連絡協議会表彰対象は、役員経験者の中から特にPTA活動に顕著な者を会長・校長の意見を尊重し、役員会で推薦する。

第4条 この表彰規定は昭和60（1985）年4月1日より実施する。

平成15（2003）年3月 3日一部改正
平成31（2019）年4月22日一部改正

柏市立酒井根小学校PTA個人情報取扱規約（細則）

本会会則第23条に基づき、次のような細則を定める。

- 第1条 この規約は、柏市立酒井根小学校PTA（以下「本会」と称す）の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利と利益を保護することを目的とする。
- 第2条 本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規約に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正に行う。
- 第3条 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。
- 第4条 本会における個人情報の管理者は会長とする。
- 第5条 本会における個人情報の取扱者は役員及び運営委員、並びにそれらが任命した
- 第6条 個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その役職を退いた後も同様とする。
- 第7条 個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め明示する。また、円滑なPTA活動を行うために以下の情報を取得する。
- 1 会員の氏名・連絡先（住所・電話番号・メールアドレス・生年月日）
 - 2 会員の子どもの氏名・クラス
 - 3 必要に応じ、会員や会員の子どもの写真
- 第8条 取得した個人情報は以下の目的のために利用する。
- 1 PTA活動に必要な連絡網および名簿の作成
 - 2 各種行事の案内
 - 3 資料等の送付
 - 4 役員選出
 - 5 PTA活動の諸連絡
 - 6 PTAが加入する保険の手続き
 - 7 広報紙への掲載
- 第9条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第8条の規約により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取扱わないものとする。
- 第10条 個人情報が記載されたいかなるものも、管理者または取扱者が鍵付きの部屋などに保管し適正に管理する。また、不要となった個人情報は、別の取扱者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄し、管理者に報告するものとする。
- 第11条 個人情報は、それを取扱う電子機器・電子媒体に、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し保管する。また、持ち出す場合は電子メールでの送付を含め、パスワードをかけるなど適切に行う。
- 第12条 個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供を行わないものとする。
- 1 法令に基づく場合
 - 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 3 公衆衛生のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- 第13条 本会は、酒井根小学校と利用目的の範囲内に限り取得した個人情報を以下の通り共同利用することがある。
- 1 利用する項目：第7条で定める通り
 - 2 利用するものの範囲：酒井根小学校と本会
 - 3 利用目的：第8条で定める通り
 - 4 責任者：第4条で定める通り
- 第14条 個人情報を第三者（第12条第1項から第4項および、県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。
- 1 第三者の氏名
 - 2 提供する対象者の氏名
 - 3 提供する情報の項目
 - 4 対象者の同意を得ている旨
- 第15条 第三者（第12条第1項から第4項および、県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。
- 1 第三者の氏名
 - 2 第三者が個人情報を取得した経緯
 - 3 提供を受ける対象者の氏名
 - 4 対象者の同意を得ている旨（事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要）
- 第16条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。
- 第17条 個人情報を漏えい（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。
- 第18条 本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施する。
- 第19条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

付 則

- 1 この細則は、総会の3分の2以上の賛成がなければ、改正することができない。
 - 2 改正の結果は、次期総会に報告しなければならない。
- 第20条 この細則は、平成31（2019）年4月22日より実施する。